



Title	スリングショットと事実 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	崔, 昌鳳
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第11590号
Issue Date	2014-12-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/57711
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Chang-Bong_Choi_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名：崔 昌 鳳

学位論文題名

スリングショットと事実

本論文は、その単純さと破壊力から「スリングショット」と呼ばれている一群の論法がもたらす、事実の概念をめぐるパラドクスの解決を目指すものである。事実の概念は、物事の理解の根本に関わる概念であるが、これに対してスリングショットは、内容の異なる様々な真なる言明に対応する異なる多様な事実の区別を否定し、たまたま真である任意の言明が、そもそももし何かに対応するならば、みな同じ単一の「大いなる事実」に対応するという、事実概念にとって壊滅的な結論を導く論法である。

この論法は、米国の哲学者デイヴィドソンが真理条件的意味論を提唱した際に、言語表現に何らかの存在者を割り当てるような意味論を批判するために利用したことにより注目されるようになった。デイヴィドソンは、文中の埋め込み文と論理的に等値な別の文との交換と、同じ対象を指す指示表現どうしの交換を行っても文の指すものは変化しないということを前提して、上述の結論を導いている。また数学者のゲーデルは、イオタ演算子を用いたイオタ変換およびイオタ置換と呼ばれる推論規則だけによるスリングショットを提示している。

これに対してスリングショットを受け入れがたいと考えた多くの哲学者たちは、この論法を途中で遮る理論を提案してきた。しかし、それらの理論は、事実を文と同程度にきめ細かく個別化するため、異なる文が同じ事実を異なる仕方で表現していると思われるケースでも、表現されている事実が異なると結論せざるを得なくなる場合がある。崔氏は、このような過度の細分化に満足せず、議論の形式化の正しさをどう判断するかという、より一般的かつ根本的な観点から、パラドクスの解決を与えようとするのである。

本論文では、まず第1章で以上のような本論文の目的が提示された後、第2章と第3章では、これまでの議論の経緯が概観されている。第2章では、まずデイヴィドソンのスリングショットが紹介された後、ニールによるその再構成が取り上げられる。ニールの再構成は、「…という事実と…という事実は同一である」、「…という事実が…という事実を引き起こした」、「…という信念と…という信念は同一である」等々の表現や、様相演算子等を含む文にどういう推論規則が当てはまるとみなすとスリングショットが得られるかについて、これらの表現の内容を捨象して論ずるものである。この再構成のもとでは、埋め込み文の論理的に等値な文との交換と共指示的指示表現の交換を認める

場合と、イオタ変換とイオタ置換を認める場合に、スリングショットが形式的に妥当となる。

第3章では、スリングショットに対する従来の対処法が概観される。まず論理的等値性を文の指示対象の同一性条件とすることに反対するバーワイズとペリーの議論がデイヴィドソンのスリングショット回避に有効であることが確認される。しかしそれだけではゲーデルのスリングショットは回避できない。そこで検討されるのが、ニールの支持するラッセルの記述理論による解決と、新たにペリーが考案した解決である。このうちラッセルの記述理論のもとでは、記述句が対象指示表現でなくなるため、イオタ置換が事実を変化させないとは言えなくなり、スリングショットが回避される。他方ペリーの解決では、確定記述句は指示表現とみなされるが、真理条件のうちに確定記述句の指示対象を読み込む読みと読み込まない読みが区別され、読みに応じてイオタ変換もしくはイオタ置換のいずれかが適用できなくなることが確認される。

第4章以降では、これらとは異なる仕方でスリングショットを回避する可能性が検討される。まず第4章では、スリングショットが誤った形式化の産物であるとみなすバウムガルトナーの議論が紹介され、実際にスリングショットにおいて、自然言語による議論の妥当性判断と形式言語による議論の妥当性判断の衝突が生じていることが確認される。バウムガルトナーは、イオタ変換を認めたうえで、余剰な論理的構造を持ち込まない形式化においてのみイオタ置換を認めるという解決策を提案しているのだが、この提案は、ニールのそれとは異なり、「…という事実が…という事実を引き起こした」という文脈で、イオタ置換が適切な形式化を与える余地を残す。ニールの提案はこの余地を残さないため、この種の文脈で、非形式的妥当性判断と形式的妥当性判断の新たな衝突を引き起こす。この点を踏まえて本論文では、バウムガルトナーの提案が、妥当性判断の衝突を全面的に回避できているかどうかを検討される。

その準備として第5章では、非形式的議論の形式化の一般的手順が定式化される。それによれば、まず形式化の対象とする非形式的議論の集合を特定して、それらについて非形式的な妥当性判断を行い、含意関係をもつ文の組み合わせの集合の形で結果を記録する。次にそれらの議論の前提や結論の文中で共有されている構成要素に注目して議論形式を抽出し、それに基づいて推論規則の集合を構成して、先に得られた記録と比較する。このとき議論形式に基づいて構成される規則集合が非形式的妥当性判断に基づいていないことにより、それを最初に構成される記録と比較することで、非形式的妥当性判断に照らして形式化の正しさを判定できるのである。

第6章ではこの手順が、イオタ変換とイオタ置換をどのような場合に認めるかの検討に応用される。ここでは、ペリーとバウムガルトナーの提案に、新たに崔氏が考案した4つの規準を加えた合計6つの規準が検討されるが、その際上記の手順に従い、形式化対象として単称因果言明を含む7つの議論からなる議論集合を特定したうえで、非形式的妥当性判断と形式的妥当性判断の衝突を生むかどうかという観点から、それらの規準

が網羅的に比較検討されている。

この検討の結果、6つの規準のうち、外延的文脈におけるイオタ置換適用前後で、対象同定条件に共通要素が残る場合に事実同一性文脈へのイオタ置換を認め、因果関係に本質的に関与している性質が保存される場合のみ、事実因果文脈に対するイオタ置換を認めるという崔氏の考案した規準の一つと、ペリーによる二種類の読みに応じた規準の使い分けの二つだけが、すべての事例で非形式的な妥当性判断との衝突のない形式化を与えることと、前者の規準がペリーの読みの使い分けのための一般的指針を与えることが確認されている。しかも検討された6つの規準はみな、単称因果言明によるゲーデル版スリングショットを回避できることも確認されている。それにもかかわらず形式化の適切性に関して差が出ることは、スリングショットを回避するだけでは問題の根本的な解決にはならないことを再確認させるものである。

第7章では、以上の結果の含意が検討される。事実因果文脈に関して因果関係に本質的に関与する性質の保存を要求することは、議論形式の例化の内容の考慮からの独立性を失わせる。また、どの性質が因果関係に本質的に関与しているかは、原因を表す文においては、結果を表す文に依存し、結果を表す文においては原因を表す文に依存して決まる。このことが、文の表す事実の同一性の揺らぎをもたらすことを認めることで本論文は締めくくられている。